

現行の広島市新障害者基本計画に関する総括的な整理等

1 互いに尊重し交流する

施策項目	(1) 障害や障害者についての理解の促進
主要課題	○ 知的障害・精神障害についての理解の促進が特に十分でなく、さらに、発達障害や高次脳機能障害等についての理解の促進も求められています。 また、生活の様々な場面において、理解の促進が求められており、施設や公共機関をはじめ各種のサービス従事者に対する啓発をより一層図ることが必要です。

施策展開	主な取組状況	関連する実態調査結果	障害者・団体等からの主な要望等	取組状況、調査結果、要望等を踏まえた今後の検討課題等
① 啓発広報の推進	○ 障害者週間や人権週間の機会等を活用し、ポスター募集や講演会などを実施し、障害や障害者についての理解を促進するとともに、互いの人権を尊重する意識の普及・高揚に努めている。 ○ 「やさしさ発見（福祉活動体験）プログラム事業」や福祉教育推進事業、公民館学習会や人権啓発リーダー養成講座の実施を通じ、障害者自らが行う啓発活動を促進するとともに、学校、地域、職場における啓発を推進している。 ○ 市職員や民間福祉サービス事業者への研修を実施し、理解促進や啓発に努めている。 ○やさしさ発見プログラム事業の実施状況 実施件数:97件(平成18年度)⇒163件(平成22年度) 参加人数:10,419人(平成18年度)⇒15,497人(平成22年度) ○障害者ボランティア団体等との連携により開催した公民館事業等 実施回数:185回(平成18年度)⇒268回(平成22年度) 参加者数8,697人(平成18年度)⇒8,830人(平成22年度)	○ 「障害者に対する市民の理解が深まっていると思うか」「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」の合計40.0% 【身体32.1%,知的44.2%,精神(通院)43.0%,精神(入院)39.5%,難病患者36.3%,高次脳機能障害者38.9%,発達障害者43.7%,障害児47.4%】 ○ 「障害者の権利を守るために、市が必要がある取組」について「市民の障害及び障害者への理解を深めるための啓発」27.5%【身体24.4%,知的29.3%,精神(通院)24.3%,精神(入院)17.0%,難病患者26.2%,高次脳機能障害者47.1%,発達障害者37.8%,障害児37.1%】	—	○ 様々な機会をとらえ、啓発広報に努めているが、実態調査結果では「障害者に対する市民の理解が深まっていると思うか」について「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」と回答した割合の合計は全体で40.0%と依然として高い状況にある。 ○ このため、引き続き、障害者週間や人権週間等での啓発事業等の実施などを通じ、障害や障害者に対する市民及び地域の理解を一層促進する必要がある。 ○ また、改正障害者基本法で「障害者の定義」が見直されたことを踏まえ、今後その内容について周知するとともに、全ての障害及び障害者に対する理解を深める取組を推進する必要がある。 ○ さらに、実態調査結果では、「障害者の権利を守るために、市が必要がある取組」として「市民の障害及び障害者への理解を深めるための啓発」と回答した割合が27.5%と高くなっていることから、引き続き、障害や障害者に対する市民等の一層の理解促進に努める必要がある。
② 交流の促進	○ 区民まつり等へのバザー出展やスポーツ大会への参加等に加え、フラワーフェスティバルでの「ふれあいの広場」の設置・運営を通じて、各種行事への障害者の参加や障害者を含む幅広い交流の場づくりの促進を図っている。 ○ 障害児子どもまつり開催事業や休暇中の障害児地域活動支援事業等を通じ、幼少時から交流し「共に育つ」環境づくりに努めている。 ○区民まつりのバザー等に出店した障害者団体等の数 7団体(平成18年度)⇒17団体(平成22年度) ○市立特別支援学校児童生徒の地域活動の推進事業 助成団体数:22団体(平成18年度)⇒22団体(平成22年度)	—	—	○ 引き続き、文化・スポーツ行事等への障害者の参加や障害者を含む幅広い交流の場づくりを促進する必要がある。 ○ また、障害児についても、幼少時から交流し「共に育つ」環境づくりに努める必要がある。
③ 知的障害・精神障害等についての理解の促進	○ 知的障害児（者）の就労前職場体験事業（啓発関係分）、作業所等での季節の祭りなど地域住民と障害者との交流会等を通じ、知的障害・精神障害に対する差別や偏見の是正を図り、正しい知識の普及啓発や地域住民との交流の促進を図っている。 ○ 発達障害者支援セミナーや市広報紙・ホームページ等を活用し、発達障害や高次脳機能障害等について幅広く情報発信し、啓発の推進に努めている。	—	—	○ 引き続き、情報発信や啓発等を行い、知的障害者・精神障害者等についての理解促進に努める必要がある。 ○ また、社会的に十分認知されていない発達障害、高次脳機能障害に加え、難病についても、今後、効果的な啓発広報に努める必要がある。

現行の広島市新障害者基本計画に関する総括的な整理等

1 互いに尊重し交流する

施策項目	(2) ボランティア活動等の支援
主要課題	○利用者等のニーズに対応できるよう、ボランティアの育成やネットワーク化等をより一層図ることが必要です。 ○団体活動の充実や、NPO法人を含めた様々な団体との連携強化を図ることが必要です。

施策展開	主な取組状況	関連する実態調査結果	障害者・団体等からの主な要望等	取組状況、調査結果、要望等を踏まえた今後の検討課題等
① ボランティア活動の活性化	○社会福祉協議会の市ボランティア情報センター・区ボランティアセンターにおける情報提供に加え、心身障害者福祉センターでのボランティア養成講座の開催等を通じて、ボランティアの育成や活動のネットワーク化、利用者等のニーズを踏まえた活動の調整を図り、活動を支援し、安心してボランティア活動に参加できる環境整備に努めている。 ○ICT地域連携プロジェクトの一環として、視覚障害者ICT利活用支援ボランティア等が講習会等に参加し、視覚障害者向けの動画の音声ガイド化の取組を支援するなど、ICTの利活用による障害者支援の取組を進めている。 社会福祉協議会に登録しているボランティア数 13,685人(平成18年度)⇒16,227人(平成22年度)	○障害者の権利を守るために、市が必要がある取組 ①「障害者支援や障害者への理解を広める活動などを行うボランティアの育成」が23.2%	—	○ボランティアは増加傾向にあるが、引き続き、市民や市民活動団体のニーズを把握しながら、ボランティアの活動支援やネットワーク化に取り組む必要がある。
② NPO法人を含めた団体の活動への支援、団体との連携強化	○本人や家族等に対する相談、指導、助言等を通じて、精神障害者関係団体や難病患者等団体の活動支援に取り組んでいる。 ○文化、スポーツ活動など自主的な活動を行う団体に対する提案型補助金制度による支援や休暇中の障害児に交流の場を提供する活動を行う団体への支援を行っている。 ○身体障害者相談員等の研修等の障害者団体への委託や地域活動支援センターでのピアカウンセリング（同じ障害者による相談支援）の実施支援など、行政や民間事業者等との役割分担を図り、団体のノウハウを活かした障害者支援活動の促進を図っている。 ○NPOとの協働事業により、高次脳機能障害についての体験事例集やパンフレットを作成し啓発活動を行うとともに、地域生活支援のための相談事業などを行っている。 区民まつりのバザー等に出店した障害者団体等の数 7団体(平成18年度)⇒17団体(平成22年度)	—	—	○引き続き、文化、スポーツ活動など障害者団体等による交流の場づくりやピアカウンセリング、ピアサポート等の自主的な取組を支援する必要がある。 ○また、団体活動の充実に向け、既存の団体を含めNPO等との連携強化に努めるとともに、精神障害者、高次脳機能障害者、難病患者等については、継続的な支援・育成に努める必要がある。

現行の広島市新障害者基本計画に関する総括的な整理等

1 互いに尊重し交流する

施策項目	(3) 国際交流・国際協力の促進
主要課題	○ 本市が掲げる都市像（「国際平和文化都市」）等を踏まえ、幅広く交流等を進める必要があります。

施策展開	主な取組状況	関連する実態調査結果	障害者・団体等からの主な要望等	取組状況、調査結果、要望等を踏まえた今後の検討課題等
—	○ 国際交流・協力団体が行う事業への助成のほか、国際交流ネットワークひろしま加入団体に対して、研修室の無償貸出し等の支援を行っている。 ○ Peace Cup 車いすテニス国際交流大会の本市開催を支援するとともに、平成18年度にはフェスピック（現アジアパラ競技大会）日本代表選手2名の派遣を支援するなど、国際的な大会への参加支援等に努めている。 ○ 広島車いすダンスくらぶによる姉妹都市への親善訪問を支援している。	—	—	○ 障害者団体を含めた市民レベルの国際交流・国際協力を推進するため、障害者団体による助成制度等の積極的な活用促進を図る必要がある。 ○ また、引き続き、障害者に関わる国際大会の開催や派遣に対する支援に努める必要がある。

現行の広島市新障害者基本計画に関する総括的な整理等

2 住み良いまちをつくる

施策項目	(1) 総合的な福祉のまちづくり
主要課題	○ 既存の本市公共施設のバリアフリー化について、十分には行えていない状況（これまで改善された施設は約半数程度）にあるため、利用者のニーズや利用の実態等を踏まえた上で、計画的・効率的に進めることが必要です。 また、公共交通機関等のバリアフリー化等についても、低床路面電車・ノンステップバスの導入率がいずれも約13%（目標：平成22年度（2010年度）までに低床路面電車30%・ノンステップバス25%）、利用者数等一定の要件を満たす鉄軌道駅のバリアフリー化率が約56%であり、十分な状況とはいえないため、事業者と十分に調整し、連続したバリアフリー環境の整備に配慮しながら計画的・効率的に進めること又はそうした取組を支援していくことが必要です。 さらに、新たな取組として、ユニバーサルデザインの観点にも配慮しながら、総合的な福祉のまちづくりを検討する必要があります。

施策展開	主な取組状況	関連する実態調査結果	障害者・団体等からの主な要望等	取組状況、調査結果、要望等を踏まえた今後の検討課題等
① 福祉のまちづくりの啓発、推進体制の整備等	○ 障害者施策に関する各局の横断的な総合推進組織である障害者施策クロスセクションを活用し、公共施設のバリアフリー化状況や福祉のまちづくりについての市民からの要望・意見の情報を全庁的に共有し、関係機関と連携した適切な対処や施策への反映に努めている。 ○ 障害者施策クロスセクションを活用した本市のユニバーサルデザインへの取組方針・事例等についての情報共有の推進に努めた。 ○ 市産業振興センター、総合リハビリテーションセンター、企業等で構成する福祉用具開発研究会において、福祉機器の研究・開発に取り組むとともに、特別支援学校における教材・教具の開発支援を行っている。 ○ 総合リハビリテーションセンターと福祉用具取扱事業者との協働により、センター展示室に様々な福祉用具を展示することで福祉用具に関する情報を発信・提供し、センター利用者の自立支援やその家族の介護負担軽減などを図るための取組を進めている。 ○ 平成23年7月1日から「広島県思いやり駐車場利用証交付制度」を導入して、障害者等の対象者へ利用証を交付し、対象者が安心して駐車できる環境や思いやり駐車場の適正利用を促進している。	○ 福祉のまちづくりについて、広島市が重点的に進めていく必要があること ①「乗り降りがしやすいバス・電車を増やすこと」42.5% ②「駅の階段・段差、改札口等を整備すること」30.4% ③「道路上にある自転車や看板など通行の妨げになる物を整理・撤去すること」28.4% ④「公共の建築物・段差、出入口等を整備すること」24.3% ⑤「道路の段差、誘導ノック等を整備すること」22.2% ⑥「車いす使用者等対応トイレを充実すること」21.3% ⑦「公共交通機関や公共の建物などで、わかりやすいマークや色を活用した表示（ユニバーサルデザイン）を充実すること」16.6%【発達障害者57.5%、障害児29.4%】	—	○ 実態調査結果では、市が重点的に進めていくべき福祉のまちづくりの取組として、多くの項目で2割を超えている。 ○ このため、引き続き、本市施設の計画的な整備・改善に取り組むとともに、民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導に努める必要がある。 ○ また、実態調査結果では、「公共交通機関や公共の建物などで、わかりやすいマークや色を活用した表示（ユニバーサルデザイン）を充実すること」に対する回答割合が、発達障害者で57.5%、障害児で29.4%とかなり高くなっていることから、一層のユニバーサルデザインの普及啓発に取り組む必要がある。
② 公共施設の整備、民間建築物の整備誘導	○ 「広島市公共施設福祉環境整備要綱」に基づき、本市の新規の公共建築物、公園等のバリアフリー化や、既存の公共建築物、公園等の整備・改善を推進している。 ○ 市内中心部やJR広島駅周辺の地域内にある、多くの市民が利用する公共施設や民間施設のバリアフリー情報をまとめたバリアフリーマップを市ホームページで公開し、市民への情報提供に努めている。 ○ 市民団体との協働により、バリアフリートイレの設置場所等の情報をまとめ、マップ形式で市民に情報提供している。 ○ 「バリアフリー新法」（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）や「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、民間建築物の整備・改善の誘導に努めている。 ○ 市内公共施設のバリアフリー化率 52.7%（平成18年度）⇒72.7%（平成22年度） （注）平成22年度からバリアフリー化率算定の対象施設から学校を除いています。		○ 施設のバリアフリー化 ○ 階段等の手すりを両側に設置 ○ 市による施設等の建設に当たり、設計段階からの障害者からの十分な意見聴取 ○ 公共施設等のトイレに、高齢者・障害者のおむつ交換用ベッ ○ 街中に車いす用トイレの増設	○ 実態調査結果では「公共の建築物・段差、出入口等を整備すること」と回答した割合が24.3%と高く、障害者等からも、施設のバリアフリー化等に関する要望が出されている。 ○ このため、引き続き、障害者や高齢者をはじめ市民の誰もが安全で快適に利用できるよう、本市施設等の計画的な整備・改善に取り組む必要がある。 ○ また、バリアフリー新法や広島県新法に基づき、民間建築物や公共交通機関等の計画的な整備・改善の誘導に努める必要がある。

現行の広島市新障害者基本計画に関する総括的な整理等

2 住み良いまちをつくる

施策項目	(1) 総合的な福祉のまちづくり
主要課題	○ 既存の本市公共施設のバリアフリー化について、十分には行えていない状況（これまで改善された施設は約半数程度）にあるため、利用者のニーズや利用の実態等を踏まえた上で、計画的・効率的に進めることが必要です。 また、公共交通機関等のバリアフリー化等についても、低床路面電車・ノンステップバスの導入率がいずれも約13%（目標：平成22年度（2010年度）までに低床路面電車30%・ノンステップバス25%）、利用者数等一定の要件を満たす鉄軌道駅のバリアフリー化率が約56%であり、十分な状況とはいえないため、事業者と十分に調整し、連続したバリアフリー環境の整備に配慮しながら計画的・効率的に進めること又はそうした取組を支援していくことが必要です。 さらに、新たな取組として、ユニバーサルデザインの観点にも配慮しながら、総合的な福祉のまちづくりを検討する必要があります。

施策展開	主な取組状況	関連する実態調査結果	障害者・団体等からの主な要望等	取組状況、調査結果、要望等を踏まえた今後の検討課題等
③ 公共交通機関、道路交通環境の整備等	○ 交通事業者による低床路面電車や低床バスの導入を支援したほか、平成18年度から平成22年度までの間に、ＪＲの３駅でバリアフリー基本構想を策定するとともに、ＪＲの５駅でバリアフリー化整備を完了し、継続的に旅客施設とそれら周辺地区の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進している。 ○ ＮＰＯ法人等非営利法人等による福祉運送を促進するなど、電車、バス、タクシーなどを一人で利用することが困難な障害者等の移動手段の確保に向けた取組を促進している。 ○ 高齢者や障害者の利用しやすい移動交通手段の開発促進、普及、安全な移動交通環境の整備に向けた取組を進めている。 ○ 歩道新設や既設歩道の整備・改善の計画的な実施、放置自転車等の撤去や駐輪指導、自転車マナー向上に向けた啓発活動など道路の適正な管理等により、快適な歩行空間の確保に努めている。 ○ 主要な駅や公共施設の周辺を中心としたバリアフリーマップを作成するなどバリアフリー化状況に関する情報提供に取り組んでいる。 ○ 携帯電話を用いて駐車装置を遠隔操作し駐車場を利用するシステムの改良と機能強化、市場展開に努めている。	○ 福祉のまちづくりについて、広島市が重点的に進めていく必要があること ①「乗り降りがしやすいバス・電車を増やすこと」<u>42.5%</u> ②「駅の階段・段差、改札口等を整備すること」<u>30.4%</u> ③「道路上にある自転車や看板など通行の妨げになる物を整理・撤去すること」<u>28.4%</u> ④「道路の段差、誘導ブロック等を整備すること」<u>22.2%</u>	○ 踏切や路面電車の横断歩道の平坦化 ○ 鉄道車両とホームの段差・隙間の解消 ○ 音響信号機の増設及び時間表示する信号機の設置 ○ バス等の停留所に音声誘導装置の設置 ○ 低床バスの増車 ○ 車道と歩道の段差解消など歩道整備 ○ 滑らない点字ブロックへの改良 ○ 自転車等放置規制区域の拡大及び自転車道等の整備 ○ 障害者の駐車禁止除外指定の拡大及び要件緩和 ○ 障害者の移動の安全確保	○ 実態調査結果では、公共交通機関等のバリアフリー化に関する項目への回答割合が高く、障害者等からも多くの要望等が多く出されている。 ○ こうしたことから、引き続き、低床車両の導入やＪＲ駅へのエレベータ設置の促進など、交通弱者の安全性や快適性に配慮した公共交通機関・交通施設の整備・充実を図る必要がある。 ○ また、歩道における歩行者と自転車の分離や車道への自転車道・自転車通行帯整備など、歩行者・自転車空間の確保に向けた取組や安全で快適な歩行空間の確保や歩行者優先の空間整備を推進する必要がある。 ○ さらに、歩道の幅や段差、勾配を改善するなど、道路のバリアフリー化を推進する必要がある。

現行の広島市新障害者基本計画に関する総括的な整理等

2 住み良いまちをつくる

施策項目	(2) 住宅の確保
主要課題	○ 障害者が住み慣れた地域において自立し安心して生活するための基盤である住宅については、障害者個々の多様なニーズに応じ幅広く対応することが重要です。

施策展開	主な取組状況	関連する実態調査結果	障害者・団体等からの主な要望等	取組状況、調査結果、要望等を踏まえた今後の検討課題等
① 市営住宅の整備等	○ 地域優良賃貸住宅制度については、本市の厳しい財政状況から導入には至っていないが、既存の特定優良賃貸住宅への障害者世帯等の入居促進を図るため、平成21年度から家賃助成を実施している。 ○ 新設の市営住宅は全てバリアフリーに配慮した住戸として整備するとともに、既存住宅についてもバリアフリー化や車いす常用者向けの住戸改善に努めている。 ○ 従来の身体障害者に加え、知的障害者や精神障害者等が市営住宅に単身での入居を希望する場合に、当選率を高める優遇措置を実施した。 ○市営住宅のバリアフリー化率 15.2%(平成18年度)⇒18.5%(平成22年度)	○ 障害者の住まいを確保するために特に必要だと思うこと ①「個別で生活し、必要な時にすぐに支援を受けることができる住まいを増やすこと」34.3% ②「共同で生活し、介助等の支援を受けられる住まい（グループホーム等）を増やすこと」29.2%【知的49.0%、発達障害48.3%、障害児51.5%】 ③「建物（住まい）がバリアフリー化されている（バリアフリー化できる）こと」25.7% ④「住まいに関する相談や紹介を行う相談窓口を設けること」25.3% ⑤「障害者が市営住宅等を優先して入居できる仕組み等充実すること」24.3% ⑥「バリアフリーのための住宅改造等（リフォーム）の費用の補助があること」23.7% ⑦「保証人がいなくても入居できるようにすること」22.2%	○ 市営住宅を活用したグループホーム、ケアホームの確保 ○ 市有地情報の提供	○ 実態調査結果では、障害者の住まい確保に必要なこととして、バリアフリー化に関する項目への回答割合が高くなっている。 ○ このため、引き続き、バリアフリー化や車いす常用者向けの住戸改善など、障害者個々の多様なニーズや障害の態様に配慮した市営住宅の整備・改善を推進する必要がある。 ○ また、「障害者の住まいを確保するために特に必要だと思うこと」として「共同で生活し、介助等の支援を受けられる住まい（グループホーム等）を増やすこと」への回答割合が、知的障害者で49.0%、発達障害者で48.3%、障害児で51.5%とかなり高くなっていることを踏まえ、引き続きグループホーム等の整備促進等に取り組む必要がある。
② 民間住宅のバリアフリー化の推進、障害者の居住支援	○ 障害者住宅改造費補助や障害者住宅整備資金貸付により、障害者の生活や家族の介護に配慮した、障害者にとって住み良い住宅への改造等の支援に努めている。 ○ 社会福祉法人に未利用の市有地貸与や施設整備に対する補助により、グループホーム等の開設に対し支援を行い、障害者が住み慣れた地域で暮らすための基盤の確保に努めている。 ○ 弁護士・建築士による住宅相談会の実施に加え、身体障害者更生相談所における住宅改造等に対する相談支援の充実を図るとともに、居住サポート事業の実施や障害者家賃債務保証制度の普及啓発等により、一般の賃貸住宅への入居に困難が伴う障害者（特に知的障害者、精神障害者）の支援を行っている。 ○ 広島県あんしん賃貸支援事業において登録されている、高齢者世帯、障害者世帯等の入居を受け入れる民間賃貸住宅についての情報提供を行っている。 ○障害者住宅改造補助件数 33件(平成18年度)⇒71件(平成22年度) ○グループホーム等の開設に対する支援(未利用の市有地・市有建物の貸与) 4件(平成18年度時点)⇒8件(平成22年度時点) ○弁護士・建築士による住宅相談事業での相談者数 136人(平成18年度)⇒126人(平成22年度)			○ 実態調査結果では、障害者の住まい確保に必要なこととして、バリアフリー化に関する項目への回答割合が高くなっている。 ○ このため、引き続き、障害者の生活や家族の介護に配慮した住み良い住宅への改造等の支援に努めるとともに、障害者の民間賃貸住宅への入居等についての相談支援の充実や相談窓口の拡大を図る必要がある。 ○ 広島県あんしん賃貸支援事業については、引き続き情報提供に努め、制度の周知を図る必要がある。

現行の広島市新障害者基本計画に関する総括的な整理等

2 住み良いまちをつくる

施策項目	(3) 防犯・防災対策の推進
主要課題	○ 障害者の防犯・防災対策については、行政と地域団体等との協働による総合的・計画的な取組が必要です。 ○ 非常時の連絡通報体制の整備については、近年、発達していくＩＴの技術を、障害者のニーズや障害の態様に応じて効果的に活用することが重要です。

施策展開	主な取組状況	関連する実態調査結果	障害者・団体等からの主な要望等	取組状況、調査結果、要望等を踏まえた今後の検討課題等
① 地域ぐるみの防犯・防災対策の整備	○ 犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため「広島市安全なまちづくり推進に関する基本計画」を策定するとともに、障害者を含め広く市民を対象に、防犯講習会等の開催や広島市暴力被害相談センターにおける暴力被害相談を行っている。 ○ 障害者等の災害時要援護者一人ひとりの避難支援方法等について整理した「避難支援プラン」を作成し、行政と地域団体等が連携して災害時要援護者等を支援する取組を進めている。この取組は、地域住民の協力が不可欠であり、日頃の声かけや見守り活動が重要であることから、地域福祉計画に基づく取組の一つとして推進を図っている。 ○ 防災情報メール配信システムや聴覚障害者用災害避難情報ファックス送信事業など、ＩＣＴの技術を活用し防災情報を提供するとともに、ひとり暮らし重度身体障害者あんしん電話事業や聴覚障害者等の119番通報手段確保など非常時の安否確認体制や連絡通報体制の整備を推進している。 ○ 目玉防災組織の結成促進に努めるとともに、災害時における障害者施設と地元自主防災組織との応援協定の締結について支援している。 ○ 社会福祉施設等の新築時に、障害者等に有効な消防用設備等の設置導入の働きかけなどに取り組んでいる。	○ 今後、市が重点的に進める必要がある障害者施策 ①「災害等の非常時の連絡通報・避難体制を整備すること」 10.7%	○ 市の独自措置による小規模施設へのスプリンクラー設置	○ 実態調査結果では、市が重点的に進める必要がある施策として「災害等の非常時の連絡通報・避難体制を整備すること」が1割強となっている。 ○ このため、引き続き、災害時に自力で避難することが困難な障害者等が、安全かつ確実に避難できるよう、地域における情報伝達、避難誘導等の避難支援体制の整備に努める必要がある。 ○ また、ＩＣＴを活用し、障害者のニーズや障害の態様に応じた防災情報の提供や非常時の連絡通報体制等の充実を図る必要がある。 ○ さらに、公共施設、医療機関、福祉サービス事業所等地域で活用できる社会的資源を落とし込んだ地域単位のマップ作成についても検討する必要がある。
② 障害の態様に応じた支援体制の充実、災害時のメンタルヘルス対策	○ 手話・要約筆記奉仕員派遣による災害時のコミュニケーション手段の確保、医療救護班編成による医療体制の確保や医薬品の調達等、障害の態様に応じた支援体制の充実に努めている。 ○ また、災害時のメンタルヘルス（心の健康の保持・ストレスによる疾病の予防）対策について、「災害時のこころのケア」（平成21年3月広島市作成）を活用し、相談・活動を行っている。 ○ 生活避難場所等での避難生活が困難な障害者等が安心して避難生活を送ることができるよう、社会福祉施設等と協定を締結し、車いす使用等が可能なトイレや歩行補助具の貸出設備が整った福祉避難所を設置することになっている。		○ 要援護者向けの（障害者が安心して過ごせる）避難場所の設定	○ 引き続き、災害時のコミュニケーション手段の確保など、障害の態様に応じた災害時支援体制の充実を図る必要がある。 ○ また、障害者等の要望等を踏まえ、障害者が安心して過ごせる避難場所の指定を進める必要がある。 ○ さらに、改正障害者基本法に、「防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない」と規定されたことを踏まえ、より一層の取組に努める必要がある。

現行の広島市新障害者基本計画に関する総括的な整理等

2 住み良いまちをつくる

施策項目	(4) 情報・コミュニケーション支援の充実
主要課題	○ 障害者が情報を入手するための重要な手段の一つである本市の情報提供サービスの充実が引き続き必要です。 ○ 情報技術の発展に伴い、情報コミュニケーション分野の重要性が増しており、情報バリアフリー化の推進、ＩＴの技術を活用したコミュニケーション支援体制の充実等が重要となっています。

施策展開	主な取組状況	関連する実態調査結果	障害者・団体等からの主な要望等	取組状況、調査結果、要望等を踏まえた今後の検討課題等
① 障害の態様に 応じた情報提 供等サー ビスの充 実	○ 本市の広報においては、点字、録音、手話通訳等の活用や障害者が利用しやすいホームページ環境の充実を図るなど、障害の態様に応じた、情報提供の充実に努めている。 ○ 障害団体の活動実績やイベント情報等、障害者の生活に関連するホームページを運営し、障害者向けの情報提供を行っている。 ○ 申請・届出等手続きについて、インターネットを利用した電子申請システムによる手続きの拡充に努めている。 ○電子化した手続の累計件数 256件(平成18年度)⇒578件(平成22年度)	○ パソコン等を多くの人が利用するために必要な支援 ①「パソコン等の給付や購入費用の助成」35.1% ②「自宅で操作の指導等の支援が受けられるサービス」32.5% ③「障害者を対象にした教室」31.7% ○ 今後、市が重点的に進める必要がある障害者施策 ①「障害者向けの情報提供サービスを充実するなど、情報・コミュニケーション支援を推進すること」14.5%	○ 市から視覚障害者への郵送物全てに点字及びＳＰコードの添付	○ 実態調査結果で「障害者向けの情報提供サービスを充実するなど、情報・コミュニケーション支援を充実すること」への回答割合が1割強あることを踏まえ、引き続き、点字、音声認識コード、電子タグ、インターネットの活用などにより、障害の態様に応じた情報提供サービスの充実を図る必要がある。
② 情報バ リアフ リー 化の推 進	○ 身体障害者へのパソコン等の給付、日常生活用具として障害者向けのパソコンソフト・周辺機器等の給付に加え、視覚障害者ＩＣＴ利活用支援ボランティアやＩＣＴまちづくりボランティアの育成及び活動支援、心身障害者福祉センター等における聴覚障害者向けのＩＴ講習会の開催などを通じ、障害者が情報機器等を利用するために必要な支援に努めている。 ○ 日本マイクロソフト社と連携した講座開催や日本ＩＢＭ東京基礎研究所と連携した研究開発など、民間企業と連携した情報機器等の利用支援を推進している。 ○ 聴覚障害者が自宅から市役所に問い合わせができるよう、インターネット回線を利用したテレビ電話を設置し、手話による問い合わせに対応するなどＩＣＴの技術を活用したコミュニケーション支援サービスを導入し、相談対応等を行っている。 ○ 平成21年7月に「広島市視覚障害者情報センター」を開設し、視覚障害者向けの情報通信機器や日常生活用具に関する情報提供等を実施するとともに、要請に応じ、ＩＣＴ利活用支援ボランティアを視覚障害者（児）の自宅等に派遣し指導を行っている。 ○視覚障害者ICT利活用ボランティア派遣の年間利用回数(平成22年度事業開始) 450回(平成22年度)			○ 実態調査結果では、パソコン等を多くの人が利用するために必要な支援として「自宅で操作の指導等の支援が受けられるサービス」や「障害者を対象にした教室」への回答割合が1割強とあり、「障害者向けの情報提供サービスを充実するなど、情報・コミュニケーション支援を充実すること」への回答割合も1割強となっている。 ○ このため、引き続き、ＩＣＴ利活用支援ボランティアの養成・派遣をはじめ、ＩＣＴを利活用した障害者のコミュニケーション支援の充実を図る必要がある。 ○ また、ＩＣＴ企業や大学等と連携し、障害者等が使いやすい情報通信機器やソフトウェアの開発を促進するとともに、技術の習得支援などを行う必要がある。

現行の広島市新障害者基本計画に関する総括的な整理等

3 支えあい安心して暮らす

施策項目	(1) 総合的な相談体制の整備
主要課題	○ 障害者の自立した生活を支援するための体制やケアマネジメントを含めた総合的な相談支援体制の充実に向けた取組が重要です。 また、発達障害や高次脳機能障害等に関する相談支援の充実も必要となっています。

施策展開	主な取組状況	関連する実態調査結果	障害者・団体等からの主な要望等	取組状況、調査結果、要望等を踏まえた今後の検討課題等
—	○ 身体障害者、知的障害者、精神障害者の総合的な相談支援体制の充実を図っている。 ○ 発達障害者支援センターを核に発達障害に関する相談支援の充実を図るとともに、NPO団体との協働事業による高次脳機能障害の体験事例集やパンフレットの作成、啓発活動、地域生活支援のための相談支援を実施している。 ○ 自立支援協議会の設置・運営により関係機関とのネットワーク構築を進め、ケアマネジメントの円滑な実施や、雇用、教育、医療、住宅等を含む生活全般の総合的な支援・調整の効果的な実施に努めている。 ○ 更生相談所、精神保健福祉センター、児童相談所等の専門機関において、専門性を活かした相談支援を行うとともに、各機関の連携に努めている。 ○ 研修会の開催などにより、相談員や民生委員・児童委員等の活動を促進するとともに、障害者等の団体やグループのノウハウを活かした相談支援に関する取り組みを促進し、円滑に相談できるよう気軽に相談できる環境づくりに努めている。 ○障害者相談支援事業 延べ相談件数 34,288件(平成18年度)⇒47,825件(平成22年度) ○障害者相談支援事業 委託相談事業所数 11か所(平成18年度)⇒13か所(平成22年度)	○ 悩みや困ったことを相談する相手 ①「家族・親戚」73.1% ②「友人・知人」33.5% ③「医師や看護師などの医療関係者」31.8% ④「施設や作業所の職員」13.3% ⑤「区役所、児童相談所などの行政機関の職員」12.5% ○ 相談事業を充実するために特にすべきこと ①「気軽に相談できる窓口の数を増やす」44.4% ②「専門性のある相談員を配置する」32.3% ③「1か所でさまざまな相談に対応できる窓口を整備する」28.9% ④「専門的な相談機関を整備する」20.4% ○ 相談支援事業所を知っているか ①「知らない」55.4% ②「相談したことがある」17.9% ③「場所や連絡先を知っているが、相談したことはない」14.6% ④「あるのは聞いたことはあるが、場所や連絡先がわからない」12.1%	—	○ 実態調査結果では、相談事業を充実するために特にすべきこととして、「気軽に相談できる窓口の数を増やす」、「専門性のある相談員を配置する」、「1か所でさまざまな相談に対応できる窓口を整備する」への回答割合が3割前後と高くなっている。 ○ このため、相談窓口の充実等に努めるとともに、引き続き、障害者や家族からの相談に応じ、一人一人の心身の状況、意向等を踏まえ、サービス利用等に必要な情報提供や助言、援助等に努める必要がある。 ○ また、更生相談所、精神保健福祉センター、児童相談所等において、専門性を生かした相談支援を行うとともに、各機関が相互に連携し、一体的な対応を図る必要がある。 ○ さらに、相談支援事業の一層の充実を図るため、基幹相談支援センターの設置や24時間体制の整備などについて検討するとともに、実態調査結果（相談支援事業所を知らないと回答した割合が5割を超えている）を踏まえ、相談支援事業所の周知に努める必要がある。 ○ このほか、高次脳機能障害や難病について、引き続き、関係団体と連携しながら、相談支援等の充実等に取り組む必要がある。

現行の広島市新障害者基本計画に関する総括的な整理等

3 支えあい安心して暮らす

施策項目	(2) 福祉サービスの充実
主要課題	○ 福祉サービスの一層の充実が求められており、ニーズを踏まえながら、障害者自立支援法の施行に伴う新たなサービス体系の導入に対応し、障害者の自立した生活を支援するためのサービス提供体制等の整備を図ることが重要です。 ○ また、施設から地域生活への移行を推進する観点から、グループホーム等の開設を促進し、居住の場を確保することが重要です。 ○ 施設等の基盤整備については、「施設から地域生活への移行」という観点やニーズを踏まえ、効果的に進めることが重要です。 ○ この他、新たに、発達障害者や高次脳機能障害者等への支援も求められています。

施策展開	主な取組状況	関連する実態調査結果	障害者・団体等からの主な要望等	取組状況、調査結果、要望等を踏まえた今後の検討課題等
① 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの充実	○ 障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービスの提供に必要な基盤整備を推進・促進するとともに、サービス管理責任者や居宅介護従業者等の養成・研修を実施する広島県との役割分担を図りながら、人材の確保に努めている。 ○ 事業者の指定や指導監督等を通じて事業の適切な運営・実施を促進し、サービスの質の向上を図っている。 ○ ケアマネジメントの一環として、障害者が、必要なサービスを適切かつ計画的に利用できるよう、心身の状況等を総合的に勘案し支給決定等の手続きを行っている。 ○ サービスを円滑かつ適切に選択し、安心して利用できるよう、広報等を活用した情報提供や、関係機関における苦情解決の仕組みを通じた適切な対応に努めている。 ○支給決定者数 3,948件(平成18年10月時点)⇒5,213件(平成22年4月時点) ○サービス利用計画作成件数(延べ件数) 61件(平成18年度)⇒115件(平成22年度)	○ 福祉サービスについて、市が重点的に取り組む必要があること ①「一時的に家庭での生活が困難になった場合に利用する短期入所(ショートステイ)や日中一時支援」33.7% ②「各種サービスに係る利用者負担の軽減制度」29.3% ③「在宅での生活を支える居宅介護(ホームヘルプ)などの訪問サービス」25.9% ④「外出を支援するサービス」25.5% ⑤「正業等で働くことが困難な障害者に対する福祉的就労場の提供」21.6% ○ 障害者の住まいを確保するために特に必要だと思うこと ①「共同で生活し、介助等の支援を受けられる住まい(グループホーム等)を増やすこと」29.2%	○ 施設整備に対する支援措置 ○ グループホームの拡充・支援充実 ○ 介護保険適用の障害者への市による独自助成 ○ グループホーム充実に向けた民間による整備促進 ○ 福祉施設への「指定管理者制度」導入の見直し ○ 空き教室等の社会資源を利用した児童デイサービスを開設しやすい環境づくり	○ 実態調査結果や障害者等の要望等を踏まえ、引き続き、障害者の自立した生活を支援するため、就労支援やグループホーム・ケアホーム等のサービス基盤の整備を促進する必要がある。 ○ また、事業者に対する指導監督を計画的・効果的に実施するとともに、従事者に対する研修を行い、サービスの質の向上を図る必要がある。 ○ さらに、障害者がサービスを適切に選択し、安心して利用できるよう、事業者や施設等に関する情報提供の充実などに努める必要がある。 ○ このほか、改正障害者自立支援法の施行に伴う、同行援護など新たなサービスの実施やサービス利用計画作成の対象者の拡大などに円滑に対応する必要がある。 ○ これらに加え、国において、障害者自立支援法を廃止し、新たに障害者総合福祉法(仮称)の制定に向けた検討が進められていることから、制度変更等に速やかに対応できるよう、動向等を注視しながら情報収集に努める必要がある。

現行の広島市新障害者基本計画に関する総括的な整理等

3 支えあい安心して暮らす

施策項目	(2) 福祉サービスの充実
主要課題	○ 福祉サービスの一層の充実が求められており、ニーズを踏まえながら、障害者自立支援法の施行に伴う新たなサービス体系の導入に対応し、障害者の自立した生活を支援するためのサービス提供体制等の整備を図ることが重要です。 ○ また、施設から地域生活への移行を推進する観点から、グループホーム等の開設を促進し、居住の場を確保することが重要です。 ○ 施設等の基盤整備については、「施設から地域生活への移行」という観点やニーズを踏まえ、効果的に進めることが重要です。 ○ この他、新たに、発達障害者や高次脳機能障害者等への支援も求められています。

施策展開	主な取組状況	関連する実態調査結果	障害者・団体等からの主な要望等	取組状況、調査結果、要望等を踏まえた今後の検討課題等
② 総合的な生活支援の充実	○ 障害者自立支援法に基づく移動支援事業、居住サポート事業、日常生活用具給付など地域生活支援事業の活用等により、障害者の生活全般について支援の充実に努めている。 ○ 障害者の生活を支援するうえで欠かすことのできない、手話や要約筆記等の専門的な技術を有する人材の養成・確保に取り組むとともに、平成23年度から、身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児に対し、補聴器の購入に要する経費の一部助成を開始した。 ○ 社会参加を促進するため、本市独自のガイドヘルパー派遣事業をはじめ、福祉タクシー利用助成、障害者福祉バスの運行など多様な方法により、移動や外出の支援を行っている。 ○ 重度障害者が入院した際に医療従事者と意思疎通が図れるよう、意思疎通の熟達者をコミュニケーション支援員として派遣する重度障害者入院時コミュニケーション支援事業を実施している。 ○ 障害者が安定した生活を送れるよう、特別児童扶養手当等の支給、自立支援医療費の給付や重度心身障害者等への医療費の助成等を行うとともに、低所得者の利用者負担無料化の実施など低所得者等に配慮した負担の軽減に努めている。 ○ 心神喪失等の状態で他者を害する重大な行為を行った者に対し、国や関係機関等と連携して社会復帰を支援している。 ○ 発達障害者の支援については、平成21年3月に「広島市発達障害者新体制づくり推進プログラム」を策定し、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに応じた一貫した支援に努めている。 ○ 難病患者については、難病患者ホームヘルプサービスや日常生活用具の給付などの支援に努めている。 ○ 高次脳機能障害者については、NPO団体との協働事業により、体験事例集やパンフレットを作成し啓発活動を行うとともに、地域生活支援のための相談事業などを行っている。 ○ 総合リハビリテーションセンターでは、平成20年度に広島県から高次脳機能地域支援センターとして指定を受け、相談支援コーディネーターを配置し、各種相談等に応じている。 ○ 手話相談員設置数 9人(平成18年度)⇒11人(平成22年度) ○ 日常生活用具給付件数 4,580件(平成18年度)⇒13,607件(平成22年度) ○ 移動支援事業利用実績 人数:1,935人(平成18年度)⇒2,798人(平成22年度) 時間:170,086時間(平成18年度)⇒557,601時間(平成22年度) ○ 重度心身障害者医療費助成対象者数 16,644人(平成18年度)⇒18,641人(平成22年度) ○ 難病患者等ホームヘルプサービス派遣実績 人数:5人(平成18年度)⇒3人(平成22年度) 時間:645.5時間(平成18年度)⇒301時間(平成22年度) ○ 高次脳機能地域支援センター(総リハ)での相談支援件数 113件(平成20年度)⇒438件(平成22年度)	○ 福祉サービスについて、市が重点的に取り組む必要があること ①「一時的に家庭での生活が困難になった場合に利用する短期入所(ショートステイ)や日中一時支援」33.7% ②「各種サービスに係る利用者負担の軽減制度」29.3% ③「在宅での生活を支える居宅介護(ホームヘルプ)などの訪問サービス」25.9% ④「外出を支援するサービス」25.5% ⑤「正業等で働くことが困難な障害者に対する福祉的就労場の提供」21.6%	○ 市から視覚障害者への郵送物全てに点字及びSPコードの添付 ○ 福祉サービス・補装具の利用者負担助成の拡大 ○ 移動支援の柔軟な利用を可能にする制度運用 ○ 卒業後の行き場の確保(福祉就労の場)の充実	○ 実態調査結果や障害者等の要望等を踏まえ、引き続き、各種養成講座の実施などにより、障害者の外出時に付添いを行う介護員、手話や要約筆記等の専門的な技術を有する人材の養成・確保を図る必要がある。 ○ また、障害者の自立と社会参加を促進するため、重度障害者を対象とした自動車燃料費助成制度の検討など障害者の外出時の移動支援などの充実を図る必要がある。 ○ さらに、発達障害者支援センターにおける専門的な相談・助言・指導などにより、発達障害者に対する支援の充実に努める必要がある。 ○ このほか、医療機関等と連携し、退院準備から地域生活の定着に至る継続的な支援を実施することにより、退院可能な精神障害者の地域生活への移行を促進する必要がある。 ○ これらに加え、医療費の助成や低所得者に対する利用者負担の軽減などを継続的に行う必要がある。 ○ また、障害者自立支援法の改正を踏まえ、支給決定前に必要となるサービス利用計画が円滑に策定できるよう、体制整備について検討する必要がある。

現行の広島市新障害者基本計画に関する総括的な整理等

3 支えあい安心して暮らす

施策項目	(2) 福祉サービスの充実
主要課題	○ 福祉サービスの一層の充実が求められており、ニーズを踏まえながら、障害者自立支援法の施行に伴う新たなサービス体系の導入に対応し、障害者の自立した生活を支援するためのサービス提供体制等の整備を図ることが重要です。 ○ また、施設から地域生活への移行を推進する観点から、グループホーム等の開設を促進し、居住の場を確保することが重要です。 ○ 施設等の基盤整備については、「施設から地域生活への移行」という観点やニーズを踏まえ、効果的に進めることが重要です。 ○ この他、新たに、発達障害者や高次脳機能障害者等への支援も求められています。

施策展開	主な取組状況	関連する実態調査結果	障害者・団体等からの主な要望等	取組状況、調査結果、要望等を踏まえた今後の検討課題等
③ 障害者の権利擁護	○ 「障害者人権110番事業」による相談対応や成年後見制度の利用支援など障害者が安心して生活できるよう、障害者の権利を擁護するとともに、虐待を防止するための施策の充実を図っている。 ○ 知的障害者や精神障害者が、サービス利用や契約等において不利益を被ることのないよう、支援に努めている。 ○ 施設や事業者による人権侵害や虐待を防止し、障害者が安心して福祉サービスを利用できるよう、指導監査体制の充実や苦情処理体制の確立に努めている。 ○成年後見市長申立件数 知的障害者:3件(平成18年度)⇒3件(平成22年度) 精神障害者:1件(平成18年度)⇒3件(平成22年度)	○ 「障害や病気があるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがある」<u>53.6%</u> ○ 障害の権利を守るため(差別や偏見をなくすため)に、市が取り組む必要があること ①「障害者が相談できる窓口の整備や相談員のスキルアップ」<u>31.3%</u> ②「市民の障害及び障害者への理解を深めるための啓発」<u>27.5%</u> ③「障害者の権利を守り、被害を救済するルールづくりなどの取組」<u>26.9%</u> ④「障害者支援や障害者への理解を深める活動などを行うボランティアの育成」<u>23.2%</u> ⑤「福祉についての教育の充実」<u>21.2%</u>	—	○ 引き続き、障害者やその家族からの人権に関する相談に応じ、情報提供や助言を行うとともに、知的障害者や精神障害者に対する成年後見制度の普及や社会福祉協議会が実施する福祉サービス事業の充実に努める必要がある。 ○ また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成24年10月に施行されるため、障害者虐待防止センターの設置など障害者の虐待防止のための体制整備を図るとともに、関係機関との連携や相談支援事業者と連携した相談体制の強化等により権利擁護の充実に努める必要がある。 ○ さらに、改正障害者基本法に「消費者としての障害者の保護」が規定されていることを踏まえ、障害者の消費者としての利益の養護及び増進の取組についても検討を進める必要がある。 ○ このほか、障害者の権利を守る取組として、障害者権利条約の趣旨や国の動向等を踏まえた取組を行う必要がある。

現行の広島市新障害者基本計画に関する総括的な整理等

3 支えあい安心して暮らす

施策項目	(3) スポーツ・レクリエーション、文化、生涯学習活動の推進
主要課題	○ 障害者が、その人らしい、いきいきとした生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション、文化、生涯学習活動の推進を図ることが必要です。 特に、あまり進んでいない精神障害者のスポーツ振興については、重点的な取組が必要です。

施策展開	主な取組状況	関連する実態調査結果	障害者・団体等からの主な要望等	取組状況、調査結果、要望等を踏まえた今後の検討課題等
① スポーツ・レクリエーション活動の推進	○ 障害者スポーツ大会やスポーツ教室の開催など障害者のスポーツ・レクリエーション行事への参加促進に努めている。 ○ 障害者の健康づくり事業の実施など、広島市障害者スポーツ協会やスポーツ団体等と連携しながら、障害者のスポーツ・レクリエーション活動を支援している。 ○障害者スポーツ大会への参加選手数 925人(平成18年度)⇒885人(平成22年度) ○心身障害者福祉センターのスポーツ教室年間利用者数 5,531人(平成18年度)⇒7,414人(平成22年度)	○ スポーツ・レクリエーションなどについて市が重点的に進めていく必要があること ①「スポーツ・レクリエーション等を行うための場所（施設）を増やす」 38.4% ②「スポーツ・レクリエーション等の指導員を充実する」 26.9% ③「障害者団体、患者団体やグループ等が開催する大会、イベントへの支援を行う」 22.2% ④「参加できるスポーツ・レクリエーション等の大会、イベントを増やす」 20.5%	—	○ 実態調査結果では、市が重点的に進めていくべきスポーツ・レクリエーション活動などの取組として、多くの項目で2割を超えている状況にある。 ○ こうしたことから、引き続き、障害者のスポーツ・レクリエーション活動や文化活動への主体的・自主的な参加の促進に努めるとともに、障害者施設等と地域の交流の促進を図る必要がある。
② 文化活動の推進	○ 広響マーガレットコンサート（障害者と広島交響楽団のジョイントコンサート）の開催やフラワーフェスティバル「ふれあいの広場」の設置・運営をはじめ、区民まつりへのバザー等の出展支援や文化教室の開催、文化活動・作品発表の場の提供などを通じ、障害者や支援者等の文化活動への参加促進に努めている。 ○区民まつりのバザー等に出店した障害者団体等の数 7団体(平成18年度)⇒17団体(平成22年度)	○ 今後、市が重点的に進める必要がある障害者施策 ○「スポーツやレクリエーション、文化活動などの社会参加か活動を推進すること」 8.0%	—	
③ 生涯学習活動の推進	○ 公民館学習会の開催や公民館学習グループへの支援に加え、知識・技術の習得や余暇の充実のための活動の場を確保するとともに、障害者団体等と連携を図りながら、障害者の学習活動の充実を図っている。 ○障害者ボランティア団体等との連携により開催した公民館事業等 回数:185回(平成18年度)⇒268回(平成22年度) 参加人数:8,697人(平成18年度)⇒8,830人(平成22年度)		—	○ 引き続き、障害者団体等と連携した学習会等の開催などを通じ、障害者が社会参加するための知識・技術の習得や余暇の充実を図る必要がある。

現行の広島市新障害者基本計画に関する総括的な整理等

3 支えあい安心して暮らす

施策項目	(4) 疾病の予防・早期治療等の充実
主要課題	○ 疾病予防等のための健康診断等の充実が引き続き必要です。

施策展開	主な取組状況	関連する実態調査結果	障害者・団体等からの主な要望等	取組状況、調査結果、要望等を踏まえた今後の検討課題等
① 疾病予防の推進・早期治療の充実	○ 市が健康づくりを推進する「健康づくりのまちづくり」に基づき、障害者を含め市民一人ひとりの健康づくりと、社会全体でこれを支援する環境整備を推進している。 ○ ライフステージに応じた健康教室や健康相談等、様々な機会を通じて、疾病の予防や事故防止についての意識啓発に努めている。 ○ こころの健康教室の開催などこころの健康に関する情報の周知や啓発を図るとともに、「広島市うつ病・自殺対策推進計画」を策定し、うつ病・自殺の予防対策等に努めている。 ○ 各種健康診査や妊婦、乳幼児健康診査等を実施し、疾病や障害の早期発見等に努めるとともに、関係機関との連携強化を図っている。 ○こころの健康づくり教室の実施回数 158回(平成18年度)⇒184回(平成22年度)	○ 「こころの健康づくり」に関する実態調査結果は、「定期的に診療を受けるかかりつけの医院・病院がある」80.4% ○ 「定期的に診療を受けるかかりつけの医院・病院がある」80.4% ○ 健康づくりに関して相談したいこと ①「からだの健康やけがの予防、治療に関すること」43.0% ②「歯の手入れに関すること」23.4% ③「栄養バランスのとれた食事に関すること」21.9% ④「二次障害（元々の障害以外の障害）に関すること」20.5% ○ 今後、市が重点的に進める必要がある障害者施策 ○「健康診断を充実するなど、障害者の健康づくりの取組を行うこと」11.3%	○ 二次障害に関する要望	○ 本県では、二次障害に関する要望が、「二次障害への対応」の充実が求められていることから、身体障害者健康診査の充実を図るなど、二次障害の予防等に努める必要がある。 ○ また、実態調査結果や障害者等からの要望等では「二次障害への対応」の充実が求められていることから、身体障害者健康診査の充実を図るなど、二次障害の予防等に努める必要がある。
② 早期療育の充実	○ こども療育センターや発達障害者支援センターが中心となり、関係機関との連携の下、発達障害を含む障害児の早期療育体制の充実に努めるとともに、心身の発達に不安がある子どもについての早期かつ継続的な指導や、家族の育児不安等に対する相談・支援体制の充実に努めている。 ○重度心身障害児(者)通園事業(1日当たり利用者数) 12.5人(平成18年度)⇒11.9人(平成22年度)	○ 福祉サービスについて、市が重点的に取り組む必要があること ○「早期の療育」9.7%【発達障害者46.7%、障害児24.6%】	○ 各医療機関及び保健センターの早期発見システムの向上と連携	○ 実態調査結果では、「早期の療育」への回答割合が発達障害者で46.7%、障害児で24.6%と高くなっており、また、障害者等からの要望等でも、各医療機関及び保健センターの早期発見システムの向上と連携が求められている。 ○ こうしたことから、引き続き、こども療育センター、保育園、子育て支援センター等、相談支援センターなど、早期発見と早期療育に努めるとともに、障害児に対する支援に努める必要がある。 ○ また、訪問や電話による療育相談などにより、障害児の地域での生活を支援する必要がある。 ○ さらに、改正障害者基本法に、「療育」について規定されたことを踏まえ、療育に関する研究・開発及び普及促進等の環境整備の促進について検討を進める必要がある。

現行の広島市新障害者基本計画に関する総括的な整理等

3 支えあい安心して暮らす

施策項目	(5) 医療・リハビリテーション体制の整備
主要課題	○ 総合リハビリテーションセンター（仮称）の開設を契機として、同センターを含め、関係機関の連携により、地域におけるリハビリテーションサービスの充実を図ることが必要です。 ○ 精神科医療について、夜間・休日等緊急時における対応の充実をより一層図ることが必要です。

施策展開	主な取組状況	関連する実態調査結果	障害者・団体等からの主な要望等	取組状況、調査結果、要望等を踏まえた今後の検討課題等
① リハビリテーションサービスの提供体制の充実	○ 平成20年4月に開設した総合リハビリテーションセンターにおいて、医学的・社会的・職業的リハビリテーションサービスを一貫した計画のもとに提供し、中途障害者などの社会復帰を促進するとともに、リハビリテーションに関する研究や、人材育成のための研修等に取り組んでいる。 ○ 総合リハビリテーションセンターを含め、関係機関の連携のもと、地域におけるリハビリテーションサービスの提供体制の充実に努めている。 ○ 精神障害者の社会復帰を促進するため、精神保健福祉センター、保健センター、医療機関、障害者支援施設等との連携の推進に努めている。 ○精神保健福祉センター、保健センターにおける技術指導・援助、研修指導・援助件数:706件(平成18年度)⇒562件(平成22年度) 教育研修出数:324回(平成18年度)⇒41回(平成22年度)	○ 福祉サービスについて、市が重点的に取り組む必要があること ○ 「機能訓練や生活訓練」16.2%	—	○ 実態調査結果では、市が重点的に取り組む福祉サービスとして「機能訓練や生活訓練」と回答した割合が16.2%となっていることを踏まえ、引き続き、総合リハビリテーションセンターにおいて、医学的・社会的・職業的リハビリテーションサービスを一貫した計画の下に提供し、中途障害者等の社会復帰を促進するとともに、知的障害者、精神障害者の生活訓練事業についても充実する必要がある。 ○ また、関係機関の連携による地域リハビリテーションサービスの充実に努める必要がある
② 医療の充実等	○ 各区総合相談窓口で電話相談等による医療相談やかかりつけ医の紹介を行うとともに、健康管理や健康保持について地域において気軽に相談できるよう、かかりつけ医に関する体制づくりを関係機関と連携して進めている。 ○ 子どもの病気等に早期に対応するため、小児科医療の充実を図っている。 ○ 関係機関と連携しながら、発達障害の診断・治療を行うことができる医師の育成に努めている。 ○ 障害者の虫歯や歯周疾患を予防し健康を保持するため、口腔保健センターで心身障害児（者）を対象に歯科診療を実施するとともに、在宅訪問歯科健診・診療の対象者を拡大するなど、体制の充実に取り組んでいる。 ○ 医療機関による精神科アイトノ 寺の元夫で精神科救急医療施設、精神科救急情報センター、精神科救急医療センター等救急医療体制の充実に努めるとともに、精神障害者の人権に配慮した適正な医療の確保や入院者の処遇向上に努めている。 ○重度心身障害児（者）歯科診療患者数 364人(平成18年度)⇒435人(平成22年度)	○ 「定期的に診療を受けるかかりつけの医院・病院がある」80.4% ○ 「この1年間に歯の治療や歯科検診を受けた」66.9%	○ 需要増大が想定される小児精神科医の養成	○ 実態調査結果では、「定期的に診療を受けるかかりつけの医院・病院がある」への回答割合が80.4%、「この1年間に歯の治療や歯科検診を受けた」への回答割合が66.9%と高い結果となっているが、引き続き、総合相談窓口での対応や歯科診療等の充実に努める必要がある。 ○ また、医療機関による精神科デイケアの充実や精神科救急医療体制の充実など、広島県とも連携も図りながら精神科医療の充実を図る。 ○ さらに、障害者等からの要望等を踏まえ、需要増大が想定される小児精神科医の養成について検討を進める必要がある。

現行の広島市新障害者基本計画に関する総括的な整理等

4 共に学び働く

施策項目	(1) 教育等の充実
主要課題	○ 発達障害を含めた障害のある幼児・児童・生徒等への総合的な支援体制の整備を図ることが必要です。

施策展開	主な取組状況	関連する実態調査結果	障害者・団体等からの主な要望等	取組状況、調査結果、要望等を踏まえた今後の検討課題等
① 指導体制等の充実	○ 本人や保護者の視点に立って一人一人の教育的ニーズを把握し、発達障害を含め障害のある幼児・児童・生徒に対して適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育のための体制整備を図るとともに、ＩＣＴを活用した発達障害児等の支援など個々の教育的ニーズに配慮した共に学ぶ教育を進める就学支援の充実を図っている。 ・専門的な相談支援等を行うこども療育センターや発達障害者支援センターと連携しながら、発達障害を含む障害児やその保護者への支援を実施 ・資質の向上を図るため、発達障害を含め、特別支援教育に関する専門的な知識等に関する研修を実施 ・特別支援教育アシスタントの配置 ・専門家チームによる巡回相談指導等の実施、特別支援教育コーディネーターの指名・養成 ・通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校の運営 ○ 各種の特別支援学級等について、広島県と協議をしながら拡充に努めている。 ・市立特別支援学校の建替【平成24年度に移転開校予定。高等部普通科に職業コースを設置】 ○ 施設の整備・充実、情報機器等学習を支援する機器・設備等の整備・充実を推進している。 ○ 専門機関が有する知識・技術を活用できるよう、医療・福祉の関係機関等との連携を強化に務めている。 ○ 生徒の進路を展望した教育の充実に努めるとともに、本人や保護者による主体的な進路選択が可能となるよう、進路指導の充実に努めている。また、公共職業安定所、福祉事務所、障害者就業・生活支援センター、福祉サービス事業所等との連携を強化し、希望する生徒の就労を支援している。 ・校外学習、現場実習、就労先の定着を図るための卒業後の指導等を実施 ○ 障害児保育については、専門的知識等に関する研修を継続して実施するなど、その充実に努めている。 ○特別支援教育アシスタントの配置人数 135人(平成18年度)⇒292人(平成22年度) ○専門家チームによる学校等への巡回相談指導実施回数 152回(平成18年度)⇒179回(平成22年度) ○障害児等についての専門的知識等に関する研修への参加者数 1087人(平成18年度)⇒1115人(平成22年度)	○ 今後、市が重点的に進める必要がある障害者施策 ①「職業に関する教育など、障害者の個々のニーズに応じた教育を充実すること」11.3%【発達障害者36.2%, 障害児23.4%】 ②「障害がある子どもと障害がない子どもがともに学ぶ教育を推進すること」15.2%【発達障害者37.1%, 障害児33.6%】	○ 特別支援学校高等部卒業後の行き場の確保 ○ 高等特別支援学校や職業訓練校の設立 ○ 教職員によるサポートファイルの一層の利活用に向けた取組 ○ 障害の程度によらない保育士の加配による保育サービスの充実 ○ 学校卒業後の進路保障や雇用の確保 ○ 高等部卒業後の学びの場（専科等）設置	○ 実態調査結果や障害者等の要望等を踏まえ、引き続き、一人ひとりの子どもの障害に配慮し、指導内容、指導方法、教員研修等の充実に努める必要がある。 ○ また、大学教授等の専門家による巡回相談指導の実施や通常の学級に在籍する肢体不自由、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）、高機能自閉症等の子どもに対する特別支援教育アシスタントの配置など、より特別支援教育体制の充実に努める必要がある。 ○ さらに、障害児保育の充実について、障害の早期発見や個々の子どもの障害に応じた適切な支援を行うため、こども療育センター等との連携強化や職員の専門性を高めるための研修の充実などに取り組む必要がある。 ○ このほか、実態調査結果や障害者等の要望等を踏まえ、職業教育・進路指導の充実等を図るとともに、障害のある子どもが成人になったときの社会参加や職域の拡大につながるよう、子どもの持つ能力を伸ばすための教育環境の整備に努めている。 ○ これらに加え、障害者の権利に関する条約における障害者を包容する教育制度（インクルーシブエデュケーションシステム）の実現に向けた取組について検討を進める必要がある。
② 相談支援体制の充実	○ 発達障害者支援センターによる「ほっと・Ｈｏｔサロン」の開設等はじめ、青少年総合相談センターでの就学・教育相談など、発達障害等への対応を含めた相談支援体制の充実を図るとともに、各学校における教育相談活動の充実を図っている。 ○ 教育・福祉・医療の関係機関相互の連携を図っている。 ○青少年総合相談センター等での就学・教育相談件数 2,735件(平成18年度)⇒3,402件(平成22年度)	—	○ 卒業生のケア体制づくり	○ 引き続き、教育相談を行う職員の専門性の向上など教育相談体制の充実に努める。

現行の広島市新障害者基本計画に関する総括的な整理等

4 共に学び働く

施策項目	(1) 教育等の充実
主要課題	○ 発達障害を含めた障害のある幼児・児童・生徒等への総合的な支援体制の整備を図ることが必要です。

施策展開	主な取組状況	関連する実態調査結果	障害者・団体等からの主な要望等	取組状況、調査結果、要望等を踏まえた今後の検討課題等
③ 交流活動や放課後対策等の充実	○ 障害児の長期休暇中に安全な活動と地域における交流の場を提供する事業への助成などを通じ、障害児と地域との交流を支援している。 ○ 留守家庭子ども会での障害児の受入れや特別支援学校において、放課後や土曜日、長期休暇中に安全な活動の場を提供するなど、障害児の放課後等における活動の場の充実・拡大に努めている。 ○留守家庭子ども会への障害児の受入れ人数 117人(平成18年度)⇒274人(平成22年度) ○特別支援学校放課後対策事業、障害児いきいき活動事業の利用者数 2,296人(平成18年度)⇒7,743人(平成22年度)	○ 福祉サービスについて、市が重点的に取り組む必要があること ①「放課後に活動できる場」 11.5%【発達障害者36.1%, 障害児41.8%】 ②「夏休みなどの長期休暇中に活動できる場」12.0%【発達障害者36.9%, 障害児42.1%】 ○ 今後、市が重点的に進める必要がある障害者施策 ○「放課後や夏休みに活動できる場を充実すること」9.2%【発達障害者31.9%, 障害児34%】	○ 特別支援学校移転後の現在の学校を、障害児の長期休暇や余暇等の支援を行う拠点施設に活用	○ 実態調査結果や障害者等の要望等を踏まえ、引き続き、障害のある子どもの放課後等における居場所の確保を図る必要がある。 ○ また、特別支援教育に関する啓発に取り組むとともに、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流や共同学習を推進する必要がある。

現行の広島市新障害者基本計画に関する総括的な整理等

4 共に学び働く

施策項目	(2) 雇用の促進、就労支援
主要課題	○ 雇用・就労に関しては、職場での支援や在宅就業等障害者が働きやすい条件整備が求められており、雇用に関する主要な制度・施策を所管する国、広島県等との連携、福祉施策と雇用施策との連携を一層図りながら、取組を進めることが重要です。 ○ 就労支援関係の施設等の基盤整備については、「施設から地域生活への移行」という観点やニーズを踏まえ、効果的に進めることが重要であり、さらに、生産活動や相談活動等を含め柔軟で多角的な機能を果たしている小規模作業所に対する支援の充実も求められています。 また、受注機会の拡大や製品販売の促進等、就労支援を行う施設等や小規模作業所に対する側面的な支援の充実が必要です。

施策展開	主な取組状況	関連する実態調査結果	障害者・団体等からの主要要望等	取組状況、調査結果、要望等を踏まえた今後の検討課題等
① 障害者雇用の拡大	○ 国、広島県等との連携をより一層強化しながら、障害者合同面接会の開催や市内企業への雇用啓発文の送付等をはじめ、様々な機会をとらえて、障害者雇用の拡大に関する啓発等の取組を推進している。 ○ 市役所本庁ワークステーション及び区役所ワークステーションに知的障害者・精神障害者を非常勤職員又は臨時職員として雇用するなど、これまで特に進んでいない知的障害者・精神障害者の雇用の場の確保と一般就労の促進に努めている。 ○ 本市の公益的法人等においても、知的障害者・精神障害者を臨時職員として雇用していることに加え、(株)広島情報シンフォニー（県、本市等が３セク方式で設立）での重度障害者の雇用に努めている。 ○ 物品購入等に関する受注機会の拡大や、業務委託の総合評価競争入札等において障害者雇用率に関する評価項目を設けるなど、障害者を多数雇用している企業に対する優遇措置を講じ、支援に努めている。 ○障害者合同面接会の開催状況(参加者数、参加企業数、内定者数) 参加者数:339人(平成18年度)⇒528人(平成22年度) 参加企業数:89社(平成18年度)⇒101社(平成22年度) 内定者数:59人(平成18年度)⇒72人(平成22年度) ○一般企業等に就職した障害者の数 17人(平成18年度)⇒58人(平成22年度)	○ 今後、新たに利用したい主に日中の福祉サービス ①「就労移行支援」<u>19.3%</u> ②「就労継続支援Ａ型」<u>16.9%</u> ③「就労継続支援Ｂ型」<u>11.3%</u> ○ 福祉サービスについて、市が重点的に取り組む必要があること ①「企業等で働くための訓練」<u>17.1%</u> ②「企業等で働くことが困難な障害者に対する福祉的就労の場の提供」<u>21.6%</u> ○ 障害者が就労するために必要なこと ①「障害に応じた仕事があること」<u>51.9%</u> ②「職場に理解者がいること」<u>39.5%</u> ③「通勤しやすいこと」<u>36.8%</u> ④「障害者を雇用する企業を増やすこと」<u>31.6%</u> ⑤「職場で良い人間関係が築けること」<u>30.5%</u> ⑥「働きながら安心して通院できること」<u>30.0%</u> ⑦「相談できるジョブコーチなどの支援者がいること」<u>26.0%</u> ○ 今後、市が重点的に進める必要がある障害者施策 ○「障害者の就労を促進する取組を行うこと」<u>26.5%</u>	—	○ 障害者雇用の拡大を図るため、国、広島県、障害者団体、企業等など関係機関のネットワーク構築に向け取り組む必要がある。 ○ 実態調査結果等を踏まえ、引き続き、企業等に対する障害者雇用についての理解促進や関係機関と連携した企業等への働きかけなどにより、障害者の雇用促進や職場定着を図る必要がある。 ○ また、知的障害者と精神障害者を本市で雇用し、ジョブコーチ（職場適応援助者）による就労支援を行うことにより、一般就労の促進に努める必要がある。 ○ さらに、ジョブコーチの養成確保などにより、企業等として障害者の職場定着を支援することのできる環境整備を促進する必要がある。 ○ このほか、ＩＣＴ利活用技術の習得支援などにより障害者の職域拡大を図るとともに、就労支援施設等で作られた製品の販路拡大等の支援を行う必要がある。
② 総合的な就労支援	○ 国、広島県等との連携をより一層強化しながら、ジョブコーチ制度等による職場定着支援等の充実を図るとともに、ジョブ・ライフサポーターによる、職場開拓を始め、就労に向け、職場だけでなく生活面を含む一貫した支援に努めている。 ○ 知的障害者（児）の就労前体験事業など障害者の職場体験実習の取組等を行っている団体等の支援に努めている。 ○ 知的障害者職業自立訓練事業や精神障害者社会適応訓練事業の実施に加え、総合リハビリテーションセンターでの就労適応訓練等の実施等を通じ、就労や復職を促進している。 ○ 障害者自立支援法に基づく就労支援に係る障害福祉サービスの提供基盤の整備促進に努めている。 ○ 小規模作業所等について、引き続き支援に努めるとともに、障害者自立支援法に基づく事業（就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター等）への円滑な移行を促進している。 ○ 医療、教育などの分野の専門家と連携して、視覚障害児の職域拡大について検討し、平成22年度からパソコンの利活用についての指導を開始したほか、障害者創業支援事業や障害者経営支援アドバイザーの派遣支援等を実施し、大企業に力を入れている。	○ 今後、市が重点的に進める必要がある障害者施策 ○「障害者の就労を促進する取組を行うこと」<u>26.5%</u>	○ 学校卒業後の進路保障や雇用の確保	○ 実態調査結果や障害者等の要望等を踏まえ、国や広島県等と連携しながら、引き続き、ジョブ・ライフサポーターによる支援や総合リハビリテーションセンターでの就労適応訓練等の実施等を通じ、就労や復職の促進など障害者の就労支援に努める必要がある。 ○ また、障害者の職業能力開発や就労についての相談支援等を行い、学校卒業後の就労や福祉施設等から一般就労への移行を促進する必要がある。 ○ さらに、実態調査結果や障害者等の要望等を踏まえ、学校卒業後の行き場の確保などに取り組む必要がある。 ○ このほか、ＩＣＴ利活用技術の習得支援などにより障害者の職域拡大を図るとともに、就労支援施設等で作られた製品の販路拡大等の支援を行う必要がある。

現行の広島市新障害者基本計画に関する総括的な整理等

4 共に学び働く

施策項目	(2) 雇用の促進、就労支援
主要課題	○ 雇用・就労に関しては、職場での支援や在宅就業等障害者が働きやすい条件整備が求められており、雇用に関する主要な制度・施策を所管する国、広島県等との連携、福祉施策と雇用施策との連携を一層図りながら、取組を進めることが重要です。 ○ 就労支援関係の施設等の基盤整備については、「施設から地域生活への移行」という観点やニーズを踏まえ、効果的に進めることが重要であり、さらに、生産活動や相談活動等を含め柔軟で多角的な機能を果たしている小規模作業所に対する支援の充実も求められています。 また、受注機会の拡大や製品販売の促進等、就労支援を行う施設等や小規模作業所に対する側面的な支援の充実が必要です。

施策展開	主な取組状況	関連する実態調査結果	障害者・団体等からの主な要望等	取組状況、調査結果、要望等を踏まえた今後の検討課題等
	○ 紙屋町地下街シャレオの「ふれ愛プラザ」への運営補助や広島市就労支援センターでの取組などを通じ、ＩＣＴ技術の活用等も図りながら、就労支援関係の障害者支援施設等や小規模作業所の受注機会の拡大、製品の販売促進に努めている。 ○ジョブ・ライフサポーターの活動状況（平成22年度実績） 企業訪問・開拓384件、定着支援125件、 実習支援79件、相談支援337件 ○知的障害児（者）の就労前職場体験等の実施 実施か所数：21か所（平成18年度）⇒25か所（平成22年度） 参加者数：31人（平成18年度）⇒24人（平成22年度）			